

宗像市議会会議録より引用

2023年06月12日:宗像市:令和5年第2回定例会(第2日) 本文

令和5年 6月12日(第2日)

開 議 10時00分

○神谷議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は19人で、全員であります。よって、令和5年第2回宗像市議会定例会は成立しましたので、再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着いてまいりましたが、本定例会では引き続き必要な感染予防策を行ってまいりますので、発言につきましては簡潔明瞭に行っていただきますよう、御協力をお願いします。

これより日程に入ります。

日程第 1. 一般質問

○神谷議長

日程第1、一般質問を行います。

最初に、2番、石松修議員の1項目めの質問を許します。石松修議員、どうぞ。

○2番(石松修議員)

皆さん、おはようございます。会派宗像志政クラブの石松修です。

それでは、通告書を読み上げさせていただきます。

所有者不明土地を生み出さないために。

我が国では、人口減少や高齢化の進展、地方から都市部への人口移動等を背景に、土地利用のニーズが低下する中で土地の所有意識が希薄化し、いわゆる所有者不明土地が全国的に増加している。そのような中、法務省は所有者不明土地の発生予防のために不動産登記制度を見直し、「相続登記の申請義務化」や「相続人申告登記」(令和6年4月1日施行)、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることが可能となる「相続土地国庫帰属制度」を創設した。

所有者不明土地は、所有者の探索に多大な時間と費用を要し、公共事業や復旧・復興事業、民間取引や土地の利活用に支障を来しており、適正管理がなされずに周囲に悪影響を及ぼすおそれのあるものが多く見られる。今後、高齢化の進展による相続機会の増加等により、所有者不明土地の増加が続けば、こうした問題がより一層深刻化し、また、本市の重要な財源である固定資産税の適切な課税と徴収を妨げるおそれがあるため、所有者不明土地の解消は喫緊の課題であると考え、以下質問する。

(1)本市が把握している所有者不明土地、家屋の件数及び固定資産税の課税・徴収状況は。

(2)公共事業において所有者不明土地を起因とした業務停滞の事例はあるか。

(3)相続登記は法務局での手続だが、相続人確定のためには戸籍謄本等の収集が必要である。これは市区町村での手続となるが、相続登記につなげるために、本市では遺族にどのようなサポートを行っているか。

(4)法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなる。本市ではこの制度の周知を行っているか。

(5)円滑に相続手続を行い、新たな所有者不明土地を生み出さないためにも、遺言書の作成等、いわゆる終活が重要であると考えますが、本市では終活に関する取組を行っているか。

以上、よろしくお願いいたします。

○神谷議長

石松修議員の1項目めの質問に対し、執行部の答弁を求めます。

堤経営企画部長。

○堤経営企画部長

それでは私のほうから、(1)本市が把握している所有者不明土地、家屋の件数及び固定資産税の課税・徴収状況についてお答えいたします。

まず、所有者不明土地とは、相続登記がなされない等により、不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が判明しても、所有者の所在が分からずに連絡がつかない土地のことをいいます。

令和4年度当初課税対象土地・家屋のうち、現に所有する者が確定できていないのは、土地が15件、家屋が3件、土地・家屋両方が6件、合計24件でございます。これらの課税状況につきましては、納税義務者を確定することができないことから、課税自体が成立しないため、徴収もできないこととなります。

以上です。

○神谷議長

西島都市整備部長。

○西島都市整備部長

それでは、私のほうから、(2)公共事業において、所有者不明土地を起因とした業務停滞の事例はあるかについてお答えします。

宗像市が近年実施した公共事業において、所有者不明土地を起因として業務が停滞した事例はございません。一方、公共事業以外では、土地の寄附等の過程において、土地所有者の探索に時間を要するなどの事例を確認しております。また、将来的に所有者不明土地を起因として公共事業に係る業務が停滞する可能性は否定できないと考えております。

こういったことから、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく、土地・建物の相続登記の申請義務化などによって、所有者不明土地の発生が未然に防止されることを期待したいと考えております。

以上です。

○神谷議長

八木市民協働部長。

○八木市民協働部長

市民協働部から、(3)(4)についてお答えいたします。

(3)相続人確定のための戸籍謄本の収集の際、市は遺族にどのようなサポートを行っているかについてでございます。

相続の手続のために、ほとんどの御遺族の方々が、被相続人の出生から死亡までの戸籍を請求されており

ます。本市で全てそろえば特に問題はないんですけども、婚姻等により、他市区町村から移動または他市区町村へ移動していた場合、次にそろえるべき戸籍の請求先の市区町村の案内をしております。また、郵送請求等により戸籍を取り寄せた相続人の方から、次は何をしたらいいのか分からないなどのお問合せが電話であった場合についても、丁寧に回答をしております。

次に、戸籍請求時、使用目的が相続手続で死亡の記載がある戸籍のみを請求されている場合は、出生から死亡までの戸籍が必要ではありませんかと確認をしております。市といたしましては、相続手続に必要な戸籍の申請漏れがないよう、できる限りのお手伝いをさせていただいております。

続いて、(4)法定相続情報証明制度の周知についてでございます。

死亡届出時に埋火葬許可証と一緒にお渡しをしております、おくやみ手続ハンドブックというものがございまして、こちらのほうに法務局から提供を受けた、相続登記はお早めにとというチラシを挿入し、配付をしております。このチラシには法定相続情報証明制度の概要が掲載されておりますので、こちらで周知を行っております。なお、死亡届を御遺族以外の方が持参された場合は、おくやみガイドブックを御遺族にお渡しするよう依頼をしております。また、おくやみコーナーには法定相続情報証明制度のポスターも掲示をしているところです。

最後に、このおくやみガイドブックには、相続登記を促す案内も掲載しております。この案内は、市が法務局と協議をして作成をしたものでございます。このように市と法務局は連携をいたしまして、法定相続情報証明制度の周知と、相続登記の必要性について周知に努めているところでございます。

以上です。

○神谷議長

福嶋保険医療担当部長。

○福嶋保険医療担当部長

(5)本市では、終活に関する取組を行っているかについてお答えいたします。

超高齢社会を迎え、自分の死後、トラブルが起きないように考え始める人は多くいらっしゃいます。例えば個人的に相談したい人や、地域の協議体などで終活について勉強会をしたいと言われる場合など、様々あります。各地区の地域包括支援センターや高齢者支援課が相談に応じ、個人に合った対応や支援を行っております。場合によってはエンディングノートの活用を紹介しています。

ほかにも、市役所開庁日は何でも相談室を開設し、様々な心配事への対応や、住マイむなかたに住まいの相談窓口の設置、司法書士や税理士等による住まいを含めた相続対策セミナーや相談会を開催するなど、広く啓発にも取り組んでいます。今後も継続して、全庁的に様々な部署や関係機関と横断的に連携しながら、終活に向けた支援に取り組んでまいります。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。

それでは、この所有者不明土地について少し振り返ってみたいと思うんですが、画面のほうを見ていただきたいんですが、これは政府広報オンラインに載っている動画の中から持ってきました。所有者不明土地とは、先ほど答弁もありましたように、不動産所有者の登記が行われず現所有者が分からない、所有者が誰か

分かって、その人がどこにいるのか分からない、そういったのが所有者不明土地となっております。これが日本全体で、平成29年の国土交通省の調べで、九州より広いぐらいの土地の面積が所有者不明土地となっております。今後ますます増えていくと予想されていますということで、北海道ぐらいの面積までになるんじゃないかということでお話があります。

その原因なんですが、一つがやはり相続登記、相続の手続きがきちんとなされていないということで、実は相続登記が義務化されていなかったのが、今般、相続登記の義務化という形になりました。あと、所有権の登記はされていても、引っ越したときに住所が変更されていない、土地の登記簿を取っても、その人の最新の住所が分からない状況になるということですね。

実はこれ、私自身も身近な問題として認識しておりまして、議員である場合は、所有する不動産等を報告しなければいけないんですが、そのときに税務課に、私や父、祖父、曾祖父、高祖父まで名前を出して、その名義の土地がないかということで依頼をいたしました。その中で一つ出てきたんですが、これはうちの近所の、登記簿上はため池となっていて、4平米ですね。所有者が大字陵厳寺共有惣代とありまして、3人のお名前が載っております。この石松長平さんという方が、私の祖父の祖父に当たる方になります。今、実際にこの土地がどこにあるかといいますと、これが写真で、地図はこんなふうになっております。ですから、恐らくこの辺りの細いところが、この長平さんが3分の1の持分を持っている土地となります。

この土地を、例えばこの市道の道路を広げるときにどうやって買収するか、あと、私も相続人の一人になるわけなんですけど、そもそも私に権利があるのかと。これは共有惣代ということで、地区で使っていた土地に、その当時の代表の方で名前を3人載せたものであると思います。これは私は分かるんですけど、何も知らない人がこれを見たときに、この石松長平さんって誰だろうかとなるかと思えます。これは非常に難しい状況で、これの名義を変えるには、恐らくこの3人の方々の、今生きていらっしゃる相続人の方全ての承諾を取らなければいけないのではないかと思います。これはまた、先ほどの相続登記をやっていないのとは少し趣旨が違いますが、こういった土地もあるということになります。

このほかにも私が検索したところ、父名義の山林、小さな面積なんですけど、不動産が一つ見つかりました。なぜ相続のときに気づかなかったかといいますと、保安林で固定資産税が免除されているんですね。そうすると市も別に課税する必要がありませんので、特にもう調べる必要もないということで、私も知らなかった状況です。父の土地は父の名義でしたので、私に所有権を変えましたが、そのときに戸籍を集めないといけません。どれだけの戸籍を集めなければいけないかということをお示しいたいたんですが、まず父が亡くなったときに相続が発生して、その後、母も亡くなっていますので、父と母それぞれの出生から死亡までの戸籍が必要になります。

父は曾祖父の戸籍で出生届がされております。戦前の民法では、家制度ですね、それで戸主の孫として父が出生しております。その後、曾祖父が亡くなって、祖父のほうに家督相続が起こりまして、そちらの戸籍に新しく移っております。戦後に、戸籍は夫婦単位という形になりますので、戦後改製して三つ目の戸籍に載っております。その後、母と結婚したときに新しい戸籍をつくり、その後、亡くなりました。その戸籍が電子化されて、また新しく変わっていますので、父は5通の戸籍が必要でした。母は、やはり戦前に母方の曾祖父の戸籍で出生して、祖父の戸籍に分籍がなされ、父と結婚したときに新しい戸籍に入っており、その後、電子化した後、亡くなっております。この場合、4通になります。長女と長男、この二人が相続人になるわけなんですけど、この二人は現在の戸籍が必要ですので、電子化された現在の戸籍をそれぞれ取得することになります。この場合は、全部で11通の戸籍が必要になります。

今現在の戸籍だけであれば、マイナンバーカードによるコンビニ交付とかも利用できるようになりますが、これを全部集めるというのは結構、しかも初めてなんですよね。なかなか相続の経験というのは人生でそうそう何回もあることではありませんので、今回は、やはりそのところを市がしっかりサポートしていただきたいということで、この問題を取り上げさせていただきました。

少し質問を掘り下げていきたいと思うんですが、(1)で、本来課税の対象になる中で、所有者が不明の土地とか建物は24件ということだったんですが、これは傾向としてはどんな感じでしょうか。

○神谷議長

堤部長。

○堤経営企画部長

ここ3年での不能欠損の傾向といたしましては、令和2年度が土地のみで2件、令和3年度が土地が3件、建物が1件、それと土地・建物両方が4件で合計8件、令和4年度は土地が18件、建物が3件、建物・土地両方が7件の合計28件となっております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。まさに国も取り組んでいますように、市にとっても、ここ近年そういった状況が続いているということで、これから対策が必要なことではないかと思えます。

次に、(2)の中で、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法ということで御答弁いただきましたが、この中で自治体の役割というのが決まっているかと思うんですが、これはどのようなものになりますでしょうか。

○神谷議長

西島部長。

○西島都市整備部長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、いわゆる特措法といいますが、それにおける地方公共団体の責務についてお答えいたします。

特措法第4条では国の責務、第5条では地方公共団体の責務ということで示されております。その中で、特措法第5条の第2項において、市町村は、その区域内における所有者不明土地の利用の円滑化等の的確な実施が図られるよう、この法律に基づく措置、その他必要な措置を講じるよう努めなければならないというふうな努力義務が示されております。こういったことから、区域の実情に応じて、その必要が生じた際に、施策の策定、実施を検討するものと考えております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。中心は国、法務局、法務省が中心になってするかと思うんですが、努力義務で、今、市の状況もそういった土地が増えている傾向にあるということですので、しっかり対応をしていただきたいと思えます。

先ほどの戸籍の話なんですが、実は父も母も宗像の出身でありましたので、全部の戸籍が宗像市役所でそろいました。そういう意味では、あちこち行かなくて済んだんですが、私は相続手続きにいろいろ関わったことがあるんですが、やはり県外とかいろんなところに散らばっていたりとかします。私の身内でも、転勤とかで本籍地も動かしたりとかで、その場合、また戸籍が増えたりするわけですね。これに関しても国のほうは対策を講じておられて、戸籍法が改正されて、この辺りの利便性が向上するような取組がされているかと思うんですが、これについて何か情報があれば教えていただきたいんですが。

○神谷議長

八木部長。

○八木市民協働部長

今、議員から御質問にあった点でございますが、法務省が新たな制度の運用を計画しております。これは、本籍地以外の市区町村で戸籍謄抄本が発行できるようになるという制度でございます。本籍地が遠隔にある方においても、お住まいの市区町村や勤務先の最寄りの市区町村の役場等の窓口において、こういった戸籍謄抄本を取得することができるようになるという制度と伺っております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。そうすると非常に利便性も上がりますし、ますますこの市役所の最初の対応でしっかりサポートしていただいて、相続のために戸籍を収集していただく、そのときにやはり職員の方のアドバイス等が必要になるかと思っておりますので、今回の答弁でも、その辺りは非常に寄り添って丁寧な対応をしていただいているということなんですが、引き続き、こういった制度が実施されるに当たっても、なおさら力を入れてやっていただきたいと思っております。

最初の答弁でありましたように、おくやみ手順のガイドブックと、その中に法定相続証明制度と相続登記についてのチラシも挟んでいただいております。このおくやみ手順ガイドブックに関しても、非常に便利なものであるかと思っておりますし、逆に、亡くなったときにこれだけの手順をしなければいけないんだということを改めて感じるようなものであります。その中で一番の大物というか、一番大変なのが、やっぱりこの相続登記なんですね。法務局の管轄でもあるんですが、入り口としての市町村の役割をしっかり果たしていただいて、相続登記が円滑に済むように、今後も力を入れていただきたいところです。

今回、私がこの質問を取り上げるに当たって、一つまた気になることがありまして、放棄分譲地というものがあります。地図を見て分譲地の区割りがしてあるんですが、実はただの山林であるというのが宗像市内にも結構存在しております。これは高度成長期あたりに土地の値段がどんどん上がったときに、原野商法というものもあるかと思うんですが、将来土地が値上がりしますよということで、比較的安い値段で、なぜかという利用価値があんまりないからなんですけど、それが形だけ分譲されて、現地も見ずにたくさんの方が購入された、そういった事例も発生しております。今後そういった土地がまた相続されて、こんな土地どうすればいいんだというような状況もこれからどんどん出てくるかと思っております。

土地は本来は資産ということで、値段がつくものだと思うんですが、これももう需要と供給のバランスで、誰も欲しがらない土地、管理しなければいけないような土地は売れません。今はもう、お金を払って土地を引き取る業者さんというのも出ております。バブルの頃とかの土地の値段が上がったことに比べると本当

に変わったなと思うんですが、そういった状況の中で、市がしっかりできることとして、相続に関することを今後も取り組んでいただきたいと思います。

以上で1項目めの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○神谷議長

続いて、2項目めの質問を許します。

○2番(石松修議員)

それでは、2項目めに入ります。保育所等における使用済みおむつの処分について。

厚生労働省は、令和5年1月に、「保育所等における使用済みおむつの処分について」を発出し、使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは保護者にとっては大きな負担軽減になり、保育士や保育教諭にとっても、使用済みおむつを子どもごとに振り分ける業務がなくなることで、負担軽減にもつながることから、保育所等における使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとした。

そこで、本市の対応(市立大島へき地保育所、認可保育所、認定こども園等)について、以下質問する。

(1)通知を受けて本市が行った対応と、対応前と対応後の保育所等のおむつの処分状況は。

(2)保育所等でおむつを処分している場合の費用負担は。

以上、よろしくお願いいたします。

○神谷議長

石松修議員の2項目めの質問に対し、執行部の答弁を求めます。

早川子ども子育て部長。

○早川子ども子育て部長

それでは、(1)国の通知を受けて本市が行った対応及び対応前後の各園での処分状況についてお答えします。

本市では令和5年2月に、市立保育所、市内認可保育所、認定こども園に対し、使用済みおむつの処分状況について調査を実施しております。その後、宗像市保育協会主催の定例会議に出席し、意見交換を行うとともに、園での処分を推奨するという国の方針について説明しました。その結果、調査時点では、園で処分している市立保育所等の数は8園でしたが、4月に再度確認を行ったところ、11園で使用済みおむつを処分しておりました。布おむつを使用している園を除く残りの6園につきましては、園の保育方針により、引き続き持ち帰りを行っています。

次に、(2)保育所等でおむつを処分する場合の費用につきましては、現在、それぞれの園で負担しています。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。

この問題については、昨年の6月議会で川内議員が取り上げた問題であります。私は当時の川内議員の質問を、大変いい質問をされたということで見えておりましたが、実はその川内議員の会派の中でも、意見が割れたという話をされておりました。持ち帰るには理由があるということで、持って帰ってもいいんじゃないかという意見の議員さんがいらっしゃるということを言われまして、私もほかの先輩議員にもお話ししたところ、当然それは持ち帰らなくていいようにすべきだという議員さんもいらっしゃる、いや、そういった

ことはしなくてもいいんじゃないかという議員さんもいらっしゃいました。私はそこで衝撃を受けたというか、これはもう、多くの子育て世代の当事者の方にとっては、そういったことは改善してほしいという事柄かと思っていたんですが、実はそうでもなかったということなんですね。ただ、ここ数年、この問題はメディアとかでも取り上げられておりまして、先行している自治体では、そういった持ち帰りが一切ゼロの自治体もあると聞いております。

川内議員の質問されたときの答弁というのが、認可保育所は民間の施設なので、その判断を尊重したいというようなことで、あんまり進まなかったような答弁でありました。今回、劇的に変わったのは、これは根拠ができたんですね。厚生労働省の通知が出ましたので、国の予算を使っている認可保育所というのは行政サービスの一つでもありますので、厚生労働省がこんなふうにしてくださいと、努力義務で強制ではないんですが、そういった通知が出て、市のほうも非常に仕事がやりやすくなったのではないかと思います。この通知、これは市はどのように受け止められましたでしょうか。

○神谷議長

早川部長。

○早川子ども子育て部長

このたびの通知により国の考え方が示されており、使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは、保護者の大きな負担軽減になること、また、保育士等にとっても、子どもごとに振り分ける業務がなくなり、負担軽減になることから、本市としましては、国の方針を受け、園での処分を推奨していきたいと考えております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。国が言えればやっぱりやらざるを得ないというのもあるんですが、私は現場の方、実際、当事者の方が困っていること、それで改善すべきことであれば、もう国の通知の前に、市としてもできることがあったのではないかなということを考えておりました。

画面をまた見ていただきたいんですが、一つが、まず持って帰るのを、赤ちゃんを抱えて、荷物もあって、その中でさらに使用済みのおむつを持って帰らなければいけない。これは当然、保育所を利用するお父さん、お母さんにとって非常に負担ですね。二人いれば1日15個ぐらい持ち帰らなければならなかったということで、これはNHKのサイトから持ってきた分なんですけど、これはやっぱり負担に思うのが当たり前じゃないかなと思います。どうしても何か体調が悪くて、お医者さんにおむつを見てもらいたい、そういったこともあるかもしれないんですが、そのときはそのときだけ持って帰れば済むことであって、日常、特に何も問題なければ、持って帰る必要は全くないのではないかと思います。

これを持って帰るためには、保育所の保育士さんが一人ずつ分類して、間違いなくその方にお渡ししなければいけない。これは本当に大変な作業だと思うんですね。これは保育士さんにとっても負担である、保護者にとっても負担である。もう今の時代、改善していただいたほうがいいのではないかなということ思っております。

それでもやはり、そういう方針がある園もあるということで、先ほど答弁いただきました。残っている園が6園あるということで、園がどんなふう考えているかということと、あと、市としては今後どのようにそういった園に働きかけていくのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

○神谷議長

早川部長。

○早川子ども子育て部長

まだ持ち帰りを行っている園の保育方針につきましては、便の状態や回数を知っていただき、保護者と子どもの健康状態を共有するというものが方針と聞いております。本市としましては、園の保育方針を尊重していきたいと考えてはおりますが、その一方で国の方針も示されておりますので、おむつの持ち帰りをせずに、子どもの健康状態について保護者と共有する方法等について検討いただけるよう、お話ししていきたいと考えております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。なかなか国も、一気に変えてしまって強制するということではできなくて、やはり保育という大切な事業を担っていただいている事業者さんを尊重されるという、それもあるかと思えます。ただ、やはり当事者の方の意見を聞いて、改善を進めていただきたいなどは思っております。

園で処分すると、またその分の費用が発生して、今まで持って帰っているところだと新しく費用が発生いたします。それについて何か市で対処はできますでしょうか。

○神谷議長

早川部長。

○早川子ども子育て部長

先ほども申し上げましたが、本市としましては、園の保育方針を尊重しつつ、保管用ごみ箱の購入費用の補助の検討など、園での処分に係る問題の解決に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。なかなか、担っていただいている事業者さんの思いというものもあるかと思うんですが、私としては今回、働いている保育士さんやお父さん、お母さん、そういった子育て世代がなるべく育児の負担が減るような形で、市に取り組んでいただきたいと思っております。今後もぜひそれを進めていただいて、例えば来年であれば、もうそういった園がなければいいなということを私は思っております。

以上で2項目めの質問を終わらせていただきます。

○神谷議長

続いて、3項目めの質問を許します。

○2番(石松修議員)

3項目め、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の進捗状況について。

文部科学省は令和2年10月に、「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について(通知)」を発出し、押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていくように求めている。令和4年6月議会で学校の連絡手段のデジタル

化について一般質問したところ、今年の早い時期に導入できるように早急に指示していく、保護者の負担軽減につながるデジタル化については積極的に進めていきたいと答弁があったが、現在の状況について、以下質問する。

(1)一斉メールシステム、連絡用アプリ等の導入状況、登録状況、運用状況、費用負担は。

(2)欠席・遅刻等の連絡手段、運用状況及び保護者アンケート等のデジタル化の取組状況は。

以上、よろしく願いいたします。

○神谷議長

石松修議員の3項目めの質問に対し、執行部の答弁を求めます。

中村教育部長。

○中村教育部長

それでは、項目3、学校・保護者間等の連絡手段のデジタル化の推進状況についてお答えいたします。

まず、(1)の一斉メールシステムや連絡用アプリの導入状況等についてでございますが、令和5年5月時点で、市立学校全21校で、保護者向けに一斉メール等を配信するシステムの利用が進んでいる状況でございます。

保護者の登録状況につきましては、学校により差はありますものの、児童生徒1人に対し複数の保護者が登録することもありまして、全体では、児童生徒数に対して105.6%の登録率となっております。

運用状況につきましては、運動会の開催可否や、荒天による休校の連絡などの緊急連絡をはじめとしまして、学校行事や交通安全のお知らせなどに広く活用されている状況であり、保護者側・学校側双方の負担軽減につながっていると考えております。

費用負担につきましては、21校中13校が無料のシステムを、残りの8校が有料のシステムを利用されている状況でございます。

続きまして、(2)欠席・遅刻等の連絡手段や保護者アンケートのデジタル化についてお答えいたします。

まず、欠席・遅刻等の連絡手段につきましては、各学校の判断で運用されておりますが、電話、欠席届などの紙での提出、メール等に分類されます。電話での連絡が最も多くなっている状況でございます。メール等の活用につきましては、小学校では8校が進めておりますが、中学校では全校が欠席等の連絡には利用しないという方針となっております。

最後に、保護者アンケート等のデジタル化につきましては、昨年度より5校増えまして、市内20校で導入されておりまして、学園アンケートやPTA総会決議などで利用されている状況でございます。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。一斉メールはかなり浸透して、全校で取り組まれているということなのですが、連絡手段としては、まだこれからだなという印象であります。

費用負担のところ、無料のシステムを利用していたり、あと、8校が有料のシステムを使っているということだったんですが、有料の場合の費用負担はどなたがされていますか。

○神谷議長

中村部長。

○中村教育部長

有料システムの費用負担ということでございます。学校と保護者間の連絡手段のシステムを導入するに当たりましては、学校側が主体的になりましてその決定をしてきたところでありまして、その運用、それから費用負担も含めたところにつきましても、学校側で決定してきたという経緯がございます。現在、有料のシステムを導入している8校につきましても、全てPTAの会費負担ということで負担をしていただいている状況でございます。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。私も小・中学生の保護者が12年目になりました。もう今年が最後になります。私が小学校の保護者をしていたときにPTAの役員もやっております、その中の項目で、一斉メールの費用負担というのがPTAの予算で上がっております。これはメリットもありまして、学校の連絡とPTAの連絡も流せるということだと思えます。ただ本来の在り方としては、市全体でしっかり導入をしていただいて、市の予算を使ってやっていただく。PTAも任意団体ですので、会員の方と非会員の方も今いらっしゃる。そのときのPTAに入っていない方がそのアプリを使えるのかとか、そういった問題も出てくるかとは思っておりますので、その辺りは市で今後、できれば一斉に取り組んでいただきたいなということを思っております。

これも私、昨年取り上げていただいて、非常に前向きな答弁をいただいていたと思っていたんですが、その進捗状況については少し私のイメージと違っていたような感じがございまして、今回またこちらの一般質問をさせていただきました。その中身について、特に私が便利だ、保護者の方からの要望もあると思うのは、やはり欠席の連絡手段としてのアプリとか、スマホとかでできるような分なんですが、これは小学校では導入されているところもあるんですが、中学校ではゼロ校ということなんですが、これに関しては何か、現場で導入できない理由とか事情というのはありますでしょうか。

○神谷議長

中村部長。

○中村教育部長

中学校で利用していない理由ということになりますけども、まず学校側に聞き取りなどを行いましたところ、朝、連絡なしに登校していないというような状況が、ケースとしてはかなり多いと聞いているところがございます。そういった状況を受けまして、来ていない場合には学校側から連絡を取るというような形にしているそうなんですけども、来ていない理由というのをしっかりと把握をしていく必要があるという観点から、まずは双方向のコミュニケーションを重視しようというようなことで、メールでの欠席連絡に関しては利用しないという形を取っていると聞いております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。分かればいいんですけど、そういった連絡なしで登校がなかった、その実

際の理由とか分かりますか。例えば電話するのを忘れていたとか、する暇がなかったとかが考えられるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○神谷議長

中村部長。

○中村教育部長

実際のところは理由はまちまちのようなんですけども、これは不登校の問題とも関連があると考えております。保護者の方が連絡をなかなかしていない、夜間に働いている関係もあって朝起きれずに、不登校に関して連絡をしていないというようなケースも中にはあると聞いております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、ありがとうございます。不登校の問題が出たんですが、私は不登校の親御さんからで、毎日毎日連絡をしなければいけないのかとか、あと逆に、連絡しなくてもいいですよと。そうなるとうまく学校から何の連絡もない、コミュニケーションがない、そういった問題点も出てくるかと思えます。

そこはケース・バイ・ケースで慎重に対処しなければいけないこともあるかと思うんですが、先日、うちの子どもが熱が出まして休むことになりまして、電話で連絡するわけなんですけど、すみません、妻がやってくれたんですが、そういう場合は明らかに熱が出て、今日は学校に行けませんと、それはもうアプリですればいいのではないかなど。それをちゃんと学校に連絡して、何年何組の誰々は本日アプリで欠席、発熱の連絡が来ている、それで済むと思うんですよね。ただ、例えばそれがあまりにも不自然に長く続くとかであれば、そこで何かしらのコミュニケーションは取っていただく必要はあるのではないかと思います。ただ、多くの方にとってはアプリで済むのではないかと私は思うんですよね。

当然、全てアプリにして、電話連絡とか双方向のコミュニケーションをしなくてもいいということは私も思っておりません。ただ、もう中学生になりますと、いろんな事情を抱えつつも、だんだん大人としての意識もあるかと思えますので、その辺りを信頼してあげる、そういったのも必要ではないかなと思います。今後、この連絡手段の取組というのはどのような方針でされるのでしょうか。

○神谷議長

中村部長。

○中村教育部長

今後の連絡手段の方針ということになりますけども、先ほど申し上げましたように、不登校の問題が少し絡んできておりますので、不登校に入り始めの入り口の間には、やはりその傾向、その理由をしっかりと把握したいという思いがございます。そういったことから、まずは今の形で、欠席の連絡については取組を続けていきたいと考えております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

はい、分かりました。ただ、これは先ほどのおむつの問題もありますが、働き方改革、先生とかで明らかに

風邪がはやったときとか、コロナ禍のときとかも本当に大変だったと思うんですが、多くの児童生徒が欠席するときに、やっぱり電話が鳴って、その対応もしなければいけないわけです。それは非常に丁寧な対応が必要であるということで御答弁いただきましたが、私としては、簡素化できてお互いに便利になるところがあれば、導入を進めていってもいいのではないかとということを要望させていただきます。

今、そういった連絡手段のデジタル化について少し説明させていただきたいんですが、こちらのほうで、これは子どもが通っている中学校のメールアプリの実際の連絡であります。先日、部活動改革について地域移行に関するお知らせが出されたかと思うんですが、これについてはメールでもいただきまして、添付ファイルで、実際のホームページに掲載されているリンク等も載っております。これは紙でも子どもが持って帰ってきました。

体育祭ですね。ちょっと天気でやきもきすることがありましたが、これは朝6時に送っていただいたんですけど、予定どおり行いますということが連絡されています。やはり、この辺り非常に便利なんですよ。昔だと何か電話が鳴ったりとか非常に大変だったと思いますが、皆さんがアプリ登録していただければ、一斉に知ることができるかと思えます。

あとはその使い道なんですが、これがもう少し改善できる部分もあるかなと思ひまして、これは体育祭の開催の案内を本日配付しましたという御案内をいただきました。城山中学校は今改築をしておりますので、その調整で時間がかかって文書を送るのが遅れて申し訳ありませんでしたということで、連絡が来ました。私がこのときに思ったのが、体育祭のお知らせそのものを添付ファイルでつけていただけなかったのかなということを思いました。紙で配っているのでも、その配りましたということをきっちり教えていただいて、忘れないようにということで、それはそれで一つの意味があるかと思うんですが、せっかく添付ファイルをつけることができるのであれば、最終的にはペーパーレス化であるとか業務の簡素化にもつながるのではないかと思います。

これが実際にその体育祭の案内文書なんですが、このメールが来て、私の手元に子どもが出してきたのがその当日だったかどうかというのは、ここでは控えさせていただきたいんですが、人間、忘れることもありますし、必ずしも子育ての理想どおりにはならないなど、これはもう親の責任でもあるんですけど、去年の質問で名画を使った保護者の嘆きみたいなのをさせていただいたんですけど、「見せようと思っていたプリント入れ」というファイルがありまして、この見ているお母さんの表情と子どもの表情ですね、こういった悲劇が起こらないように、デジタル化でその辺りの対処をしていただきたいなということを思っております。

市としては、実はノウハウをお持ちなんですよ。ホームページで、市のデジタル化相談窓口ということで、各事業所さんのデジタル化の相談の窓口を設けられております。その中で、デジタル化に関する基礎的なちょっとした疑問にお答えしますということで、デジタル化で活用可能な目的別のITやシステムを紹介し、デジタル化に向けた社内規則制度の整備を支援します、その他、ITを活用した事業実施に関するアドバイスをしますということで、これの事業者デジタル化事例集というのもホームページに掲載されておりまして、非常によい取組をされているなということで感じております。

要は、市はノウハウを持っているわけなんですよ。当然、外部の業者さんの力も借りるんですが、できればこういう取組をまず自分たちの組織の中でしっかり取り組んでいただいて、事業者さんとか相談するときも、例えば市の中ではこういった取組ができました、非常に効果を上げていますということであれば、非常に説得力があるのではないかと思います。保育所とかもそういった連絡手段を導入されていると聞きますし、小・中学校、特に子育て世代の方にこれは響く施策だと私は思います。

今年度の施政方針では、定住都市むなかたの実現のために、宗像の魅力を再認識し、多角的に生かすことで、宗像に住みたい、住み続けたいという共感を生み出していくと示されています。地域の活性化のためには、特に子育て世代に選ばれるまちであることが重要であると私は思います。今日取り上げたおむつとか学校との連絡については、子育て世代の方のライフスタイルも変化しています。地域環境も変わって、非常に子育てに負担感を感じている方が多いのではないかと思います。その世代の方にとってはとても重要な問題なんですね。この日々の負担感が少しでも軽減されて、よりよい生活が送れるようにしていただきたいと思っています。

市や議会、私たち議員というのは、市民の方がよりよく生きることができるよう存在して、活動していると私は思います。私も、「すみよさいちばん宗像市」と胸を張って言えるように、これからも努力していきたいと思っています。

以上で一般質問を終わります。

○神谷議長

これで石松修議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 10時55分

再開 11時10分